

令和8年度第1回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和8年4月23日（木） 16時10分開会
17時10分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	原之園 哲哉
委員	津曲 貞利
委員	岡本 尚也
委員	前田 圭子
委員	福元 佑子

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小村 真二	教育部長	鶴田 紋太郎
教育DX担当部長	木田 博	学校整備推進担当部長	岩坪 秀樹
総務課長	藤崎 圭規	学校整備推進課長	角之上 知樹
施設課長	中島 祥太	文化財課長	有村 久美子
美術館副館長	谷口 雄三	図書館副館長	小城 裕子
学務課長	山元 卓也	学校教育課長	竹下 直大
学校ICT推進センター所長	池田 伸一	保健体育課長	山口 伸一
学校給食担当課長	徳丸 仁	児童生徒支援課長	山中 裕美
生涯学習課長	中村 一成	少年自然の家所長	小山 洋見
中央学校給食センター所長	濱田 有希		

◇ **書記**

総務課主幹	圓若 正行	総務課主事	坂元 快成
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案審査順

公開

- | | |
|----------|---|
| 定第 1 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正について] |
| 定第 2 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正について] |
| 定第 3 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正について] |
| 定第 4 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市立学校事務処理規程一部改正について] |
| 定第 5 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市立美術館協議会委員の解嘱及び委嘱について] |
| 定第 6 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について] |
| 定第 7 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について] |
| 定第 8 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について] |
| 定第 9 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について] |
| 定第 10号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について] |
| 定第 11号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について] |
| 定第 12号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について] |
| 報告事項(1) | 新1年生見学パスポートについて |
| 報告事項(2) | 明和校区における義務教育学校基本構想の策定について |
| 報告事項(3) | 令和7年度市立高等学校活性化委員会における意見の集約について |

非公開

- | | |
|----------|----------------------|
| 定第 14号議案 | 鹿児島市特別支援教育審議会委員の委嘱の件 |
|----------|----------------------|

- 定第 15 号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件
定第 13 号議案 代決処分の承認を求める件
[県費負担教職員の懲戒に係る内申について]

6 その他

7 閉会

◇ 会議要旨

事務局（企画調整係長） 議案審査を行う前に、4月1日付で異動がありました職員を紹介いたします。学校整備推進課長の角之上 知樹でございます。施設課長の中島 祥太でございます。保健体育課長の田丸 武彦でございます。学校給食担当課長の徳丸 仁でございます。児童生徒支援課長の山中 裕美でございます。少年自然の家所長の小山 洋見でございます。職員の紹介は、以上でございます。

1 開会

教育長 ただいまから、令和8年度第1回教育委員会定例会を開会します。

2 会議成立の宣言

教育長 議事に入ります。本日は、全員出席し、定足数に達していますので、会議は成立しています。本日の議事日程は、資料の2ページをご覧ください。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、前田委員と福元委員をお願いいたします。

4 会議の公開等について

教育長 会議の非公開についてですが、本日審議する15の議案及び3つの報告事項のうち、定第14号・15号議案は、附属機関等の委員の委嘱に関する案件のため、非公開で傍聴を禁止し、定第13号議案は、懲戒に関する案件のため、非公開で傍聴を禁止し、関係部課長のみのお出席とする取り扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。それでは、公開案件からご審議いただき、後ほど非公開案件の審議をお願いします。傍聴について、委員の皆さんにお諮りします。事務局に確認しますが、本日、傍聴を希望される方はいますか。

事務局（企画調整係長） 傍聴及び撮影を希望される方が1名いらっしゃいます。傍聴希望者の住所及び氏名を読み上げます。

教育長 事務局から傍聴希望者の読み上げがありました。希望者の傍聴及び撮影を許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もございませんので、傍聴及び撮影を許可することとします。事務局は傍聴人を入室させてください。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 定第 1 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正について〕

定第 2 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正について〕

定第 3 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正について〕

承認

教育長 それでは、定第 1 号から 3 号議案につきましては、規則の改正についての議案になり、主な改正概要が重複しますので、一括して総務課長から説明をお願いいたします。

事務局（総務課長） 資料の 4 ページをお開きください。鹿児島市立科学館条例施行規則の一部改正につきまして、教育委員会事務委任等規則の規定に基づき代決いたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。内容につきましては 5 ページをご覧ください。改正理由につきましては、記載のとおりでございますが、本件は市長部局の施設におきまして、乳児院の引率者が入館する際の入館料について免除することのご要望があったことから、これをきっかけに、全庁的に検討しまして改正することとしたものでございます。施行日は、令和 8 年 4 月 1 日でございます。7 ページからのふるさと考古歴史館及び 10 ページからの美術館につきましても同様の改正となっております。説明は、以上でございます。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。
（なしの声あり）

教育長 なければ、定第 1 号から 3 号議案につきましては、原案どおりとすることでご異議ございませんか。
（異議なしの声）

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 4 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立学校事務処理規程一部改正について〕

承認

教育長 続きまして、定第 4 号議案につきまして学務課長、説明をお願いします。

事務局（学務課長） 議案つづりの 13 ページをお開きください。定第 4 号議案、鹿児島市立学校事務処理規程の一部を改正する訓令について、参照にありますように規則第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、これを教育委員会に報告し、そ

の承認を求めるものでございます。14ページをご覧ください。改正の内容につきましても、第14条、文書及び簿冊取扱いの原則において、文書及び簿冊の作成、整理、保管及び保存は、文書管理システム等により、電子的に行うことを原則とすること。また、第17条の2、電子文書の受付において、これまで学校に到達した電子文書は、用紙に出力の上、受付を行うものとしていたところを、文書管理システムに登録し、当該電子文書を保存することにより受付たものとするようにしたところでございます。その他これらに関連して条文の整理を行うものでございます。施行日は、令和8年4月1日でございます。16ページから18ページには、新旧対照表をお示ししてあります。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。
（なしの声あり）

教育長 なければ、定第4号議案につきましては、原案どおりとすることでご異議ございませんか。
（異議なしの声）

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第5号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立美術館協議会委員の解職及び委嘱について〕

承認

教育長 続きまして、定第5号議案につきまして美術館副館長、説明をお願いします。
事務局（美術館副館長） 議案つづりの19ページをお開きください。定第5号議案、鹿児島市立美術館協議会委員につきまして、ご説明いたします。人事異動に伴い、南日本新聞社編集局文化生活部長の高嶺 千史を解嘱し、後任として4月1日付で同新聞社編集局文化部長の徳重 里香を委嘱したものでございます。なお今回、委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間である令和9年7月31日まででございます。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。
（なしの声あり）

教育長 なければ、定第5号議案につきましては、原案どおりとすることでご異議ございませんか。
（異議なしの声）

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 6 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市図書館協議会委員の解職及び委嘱について〕

承認

教育長 続きまして、定第6号議案につきまして図書館副館長、説明をお願いします。
事務局（図書館副館長） 議案つづりの23ページをお開きください。定第6号議案、代決処分の承認を求める件、鹿児島市立図書館協議会委員につきまして、ご説明いたします。25ページの名簿をお開きください。人事異動に伴い、吉田南中学校長の平田 睦を解嘱し、後任として4月15日付けで河頭中学校長の福島 三鈴を委嘱したものでございます。今回委嘱しました委員の任期は、前任者の残任期間である令和9年6月30日まででございます。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。
（なしの声あり）

教育長 なければ、定第6号議案につきましては、原案どおりとすることでご異議ございませんか。
（異議なしの声）

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 7 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

教育長 続きまして、定第7号議案につきまして、学務課長、説明をお願いいたします。

事務局（学務課長） 議案つづりの26ページをお開きください。定第7号議案、鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会委員につきまして、ご説明いたします。人事異動に伴い、鹿児島家庭裁判所調停委員の西 ゆう子、中山小学校長の中村 武司、皇徳寺中学校長の山下 久美子、市長部局職員の市民局市民文化部市民課長の瀬戸口 満を解嘱し、後任として4月1日付けで鹿児島家庭裁判所調停委員の中野 由美子、玉江小学校長の池田 隆、坂元中学校長の濱田 津世志、市民課長の高橋 聖子を委嘱したものでございます。今回委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間である6月30日まででございます。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第7号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 8 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

教育長 続きます、定第8号議案につきまして学校教育課長、説明をお願いします。
事務局(学校教育課長) 議案つづりの29ページをご覧ください。定第8号議案、鹿児島市特別支援教育審議会委員につきまして、ご説明いたします。31ページの委員名簿をご覧ください。人事異動に伴い、網かけの委員、鹿児島大学法文教育学域教育学系教授 橋口 知、向陽小学校長など6人を解嘱し、後任として、4月1日付けで、いまきいれ総合病院小児科医長の松永 愛香、向陽小学校長など6人を委嘱したものでございます。今回委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間である令和8年4月30日まででございます。説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第8号議案につきましては、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 9 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

教育長 続きます、定第9号議案につきまして生涯学習課長、説明をお願いします。
事務局(生涯学習課長) 32ページをお開きください。定第9号議案、代決処分の承認を求める件、鹿児島市社会教育委員につきまして、ご説明いたします。人事異動に伴い、学校教育関係者で市小学校長代表の西紫原小学校長 下屋敷 由

貴子を解嘱し、後任として4月1日付けで、伊敷小学校長 当房 孝子を委嘱したものでございます。今回、委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間である6月30日まででございます。説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第9号議案につきましては、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第10号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

教育長 続きまして、定第10号議案につきまして生涯学習課長、説明をお願いします。

事務局(生涯学習課長) 35ページをお開きください。定第10号議案、代決処分の承認を求める件、鹿児島市公民館運営審議会委員につきまして、ご説明いたします。人事異動に伴い、学校教育関係者で中央公民館の甲南中学校長 岩脇勝広他9人を解嘱し、後任として4月1日付けで、甲南中学校長酒井 利幸他9人を委嘱したものでございます。今回委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間である5月31日まででございます。説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第10号議案につきましては、原案どおりとすることで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第11号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について〕

承認

教育長 続きまして、定第11号議案につきまして少年自然の家所長、説明をお願いします。

事務局（少年自然の家所長） 44ページをお開きください。定第11号議案、代決処分
の承認を求める件、鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員につきまして、
ご説明いたします。人事異動に伴い、吉野東中学校校長の田中 準章を解嘱し、
後任として4月1日付けで、吉野東中学校校長の大迫 勝則を委嘱したもので
ございます。また、同じく人事異動に伴い、教育委員会事務局職員の児童生徒
支援課長の吉元 利裕を解任し、後任として4月1日付けで、同じく児童生徒
支援課長の山中 裕美を任命したものでございます。今回委嘱及び任命した委
員の任期は、前任者の残任期間である4月30日まででございます。説明は以
上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。
（なしの声あり）

教育長 なければ、定第11号議案につきましては、原案どおりとすることでご異議
ございませんか。
（異議なしの声）

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第12号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱又は解任及
び委嘱又は任命について〕

承 認

教育長 続きまして、定第12号議案につきまして中央学校給食センター所長、説明
をお願いします。

事務局（中央学校給食センター所長） 議案つづりの47ページをご覧ください。定第
12号議案、代決処分の承認を求める件、鹿児島市立学校給食センター運営審
議会委員につきましてご説明いたします。49ページの名簿をご覧ください。
人事異動に伴いまして、市立学校の校長及び教職員にあります、前大明丘小学
校長の菊谷 俊一、前河頭中学校養護教諭の大堂 厚美を解嘱し、後任として
4月1日付けで、大明丘小学校長の谷末 博隆、河頭中学校養護教諭の税所
まゆみを委嘱したものでございます。また、同じく人事異動に伴いまして、教
育委員会事務局教育部前保健体育課長の山口 伸一を解任し、後任として4月
1日付けで、同保健体育課長の田丸 武彦を任命したものでございます。今回、
委嘱又は任命した委員の任期は、前任者の残任期間である6月30日までで
ございます。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第12号議案につきましては、原案どおりとすることでご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(1) 新1年生見学パスポートについて

教育長 続きまして、報告事項(1)につきまして総務課長、説明をお願いします。

事務局(総務課長) 議案綴りの50ページをご覧ください。新1年生見学パスポート
についてご説明します。これは、平成10年度から始めた制度で、趣旨は、新
1年生の入学をお祝いするとともに、早い機会に子どもたちの自然・科学・文
化・美術・歴史等への関心と興味を高め、各施設に慣れ親しむ契機となるよう、
入館料を免除するもので、対象施設は、記載の13施設でございます。有効期
限は4月1日から8月31日までで、対象者は約4,800人となっております。
説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

委員 これすごく好きな取組なんですけど、例えば中学校1年生とかに広げるこ
とはできないんですか。美術館とかは、小学校1年生の時に行くより中学校1年
生の時に行く方が学びの機会としては、すごく良いのかなと思うので。これは
コストもかかるのかもしれませんが、中学校1年生に広げるというのは可
能ですか。

事務局(総務課長) 本事業の趣旨としましては、先程申し上げましたように、通常未
就学児は無料で利用できる施設が多いのですが、新1年生になり、各施設が有
料になる中でも施設に慣れ親しんでもらい、学びの機会にしてもらいたいとい
う思いから始めたところでございます。当初は、科学館から取組が始まり、徐々
に教育委員会の施設に広がり、市長部局の施設まで広がり、現在この形まで広
がってきた経緯もあるところでございます。先程、中1までというお話もござ
いましたけれども、歳入等が結果的に減少してしまうという懸念点もございま
す。そこも含めて、今後検討していくことになると思っております。

教育長 中学1年生も良いと思いますけどね。

事務局(管理部長) 今後検討させていただきたいと思います。せっかく中1に上がる
ということで、科学館も含めて、市長部局が難しい場合は、まずは教育委員会
だけでも検討させていただきます。

委員 小学校から中学校に上がる時に、学区が混ざったりしても新しい友達と行け
たりしたら良いかと思ったので、お願いできればと思います。ご検討ください。

教育長 美術館どうですか。

事務局（美術館副館長） 毎月第3日曜日は、小・中学生は無料で観覧できます。

委員 そうなんですね。知らなかった。

事務局（美術館副館長） 既に実施しているのですが、普及が足りないようで、ご利用も少ないものですから、今後さらにPRしてまいります。

委員 中学生になると、夏休みの宿題で美術館行ったりするんですけど、宿題の期間とかを考えて8月31日までになっているんですか。1年間とかではなく。この期間内に1回しか使えないんでしょうか。

事務局（総務課長） この期間内は、何回でも使えます。

委員 遠足を2学期にする学校が、これを使えたらなど言っているのを聞いたことがあります。

事務局（総務課長） 教育活動で利用する際には、減免規定に該当するかと思います。

委員 放課後の居場所作りには、良いかもしれませんね。

委員 うちの高校に入ったんですけど、水族館・図書館に行った際に年間パスポートを持っている子は申し出て下さいとあって、お金がいるものだと勝手に思っていたんですけど、違うんでしょうか。

事務局（総務課長） 各施設で免除規程があると思いますが、年間パスポートを持っていれば料金は不要かと思います。持っていない人はそれぞれの規程に応じて、学校活動で行けば一部割引になったりというのがあるかと思います。

教育長 検討するという言葉がありましたけども、せっかく鹿児島市に住んでいる子どもたちですから、できたら良いなと思います。また検討の結果をお知らせしたいと思います。他はよろしいでしょうか。

（なしの声あり）

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(2) 明和校区における義務教育学校基本構想の策定について

教育長 次の、報告事項(2)につきまして学校整備推進課長、説明をお願いします。

事務局(学校整備推進課長) 議案つづりの51ページをお開きください。報告事項(2)、明和校区における義務教育学校基本構想につきまして、ご説明申し上げます。本件は、明和小学校と明和中学校を統合して新しい学校を整備するための方向性を示すものとして、明和校区における義務教育学校あり方検討委員会での協議、明和小・中PTAへのアンケートや明和まちづくり協議会を通じた住民説明会を経たうえで、基本構想を策定したことをご報告するものです。2、基本構想の概要ですが、(1)明和小・中を統合し、9年制の小中一貫教育を行う施設一体型の義務教育学校を設置します。(2)新設校は、令和12年4月開校を目指します。(3)設置場所は、明和中学校敷地とします。(4)明和小に設置されている児童クラブや校区公民館は、明和中に設置する新設校に移設整備い

たします。(5) その他、新設校の設置にあたっては、保護者や学校、地域の代表者に加え、学識経験者を交えた「あり方検討委員会」において、開校までに必要な事項を協議し、定めて行きます。次に、3、経緯をご覧ください。令和5年3月30日に明和校区に小中一貫校を整備してほしい、とのまちづくり協議会、小中PTA連名の要望書をいただいてから、経緯にありますように、あり方検討委員会を5回、小中PTAや保育園・幼稚園保護者向けの説明会を行い、基本構想(素案)がまとまった後は、小中PTAへのアンケート、地域住民向けの説明・意見交換会を重ねてまいりました。最後に、4、今後の対応をご覧ください。基本構想を基に令和12年4月の開校に向け、(1)学校施設などのハード面の整備、(2)教育内容などのソフト面の準備に取り組んでまいります。具体的には、ハード面では、令和8年度に建築コンサルタント業者への委託により、学校整備の方向性を決定する「基本計画」を策定し、令和9年度に「基本設計・実施設計」を行います。またソフト面では、令和8年度以降、明和小・中の教職員間での研修などの連携を一層進め、令和10年度以降は新たな義務教育学校の教育課程の編成などを進めます。基本構想の内容につきましては、別冊の資料としてお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はありませんか。

委員 明和小学校の跡地の利用とかは、まだまだ先に考えていくということでしょうか。

事務局(学校整備推進課長) 跡地利用につきましては、まだ未決定でございます。

教育長 他はよろしいでしょうか。

(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(3) 令和7年度市立高等学校活性化委員会における意見の集約について

教育長 続きまして、報告事項(3)につきまして学務課長、説明をお願いします。

事務局(学務課長) 議案つづりの53ページをご覧ください。報告事項(3)令和7年度市立高等学校活性化委員会における意見の集約につきまして、ご説明いたします。今回の報告につきましては、3月25日市総合教育センターの教育長室で大坪委員長から教育長へ報告書が手渡されたところでございます。53ページの資料が報告書でございます。各高等学校における今後の教育等について意見等が出されております。玉龍高等学校につきましては、普通科の魅力化・特色化を一層図るとともに、中等教育学校の可能性についても議論を深めてほしいということ、商業高等学校につきましては、単位制導入について、これは学校を活性化させる契機となることも期待できることから早期の実現に向けて準備を進めていただきたいということ、女子高等学校につきましては、令和

8年度の入試結果について分析を行うとともに適正規模、学校の在り方についての検討をさらに重ねていただきたいということなどが報告されたところでございます。以上で報告を終わります。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

委員 いろんな全国の高等学校を見ていて、この手の流れがありますよね。無償化に加えて、人口減少もあるんですけど、結局のところ学科再編や共学化など色々な手法があるとはいえ、効果が見られるのは最初の数年だと思います。メディアにも取り上げてもらって目新しさもあるが、結局のところ基本の授業や教員との関係性みたいなところの中身の部分の議論を同時にやっていかないと変わらないと思います。逆に言うとその辺がしっかりしている学校は、何もしなくても良いんですよ。ですので、我々教育委員会では、枠組みの話はしますけれども、一方で、中身となる教育の充実のところ、生徒との授業のやり方など結構厳しい意見も多分出てくるはずなんですよ。ぜひその辺りの中身の部分についても併せて議論していただきたいです。いま高校教育の流れとしても、良質な外部との連携はあると思うのですが、この外部に丸投げしては良くないと思います。良質な外部との連携というのは、内部が良くなるための連携というところがあるので、ソフト面というか中身のところをむしろ重点的に議論すべきかと思えますし、この教育委員会で授業を見に行くとか、そういうところから始めていけたらと思います。

事務局（学務課長） 3校の校長先生方も委員となっておりますので、そういったところも話題にしていくことになると思います。

教育長 学校教育課長、どうですか。

事務局（学校教育課長） 先日、鹿児島女子高等学校に学校訪問に行った際に、校長先生が言うには、今回入試で入ってきた生徒たちの上位25人くらいは、大学にも行ける素質を持っているということでした。ただ、その子たちは、大学進学という意識をなかなか持っておらず、卒業後は就職しても良いという感じであるため、学校としては今後、大学進学に力を入れていきたいけれど、まずは生徒たちの意識改革から始めていきたいということ強くおっしゃっていました。ですので、そういうところも教育委員会として支援していく必要があると思っておりますし、昨今よく言われている「女子教育」にもつながるところかと思っておりますのでございます。

委員 その点、私も今、研究を進めているところで、自分の進路決定をする際に影響を受ける人たちがどんどん変容していくのが実は良いんですよ。周りに大学行っている人がいないからという理由で進路を決めている子が多い時に、学校の中で意図的に、自分の中のロールモデルに近いようなものに憧れて、私ももし大学に行ったらこんな風になるんだとか、あんな風になりたいな、という機会をいかに増やすのが大切になってくると思います。学校内だけでは、どうしても内向き内向きになってしまうこともあると思いますから、そうならないよう意図的に外にはこんな生き方もあるんじゃないかというところを提示していきながら、実際の進路指導と連携していくような意識改革が良いかと思

います。

事務局（学校教育課長） 委員のご意見等をしっかりと承りながら、またご相談させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

教育長 他はよろしいでしょうか。

委員 玉龍高等学校に関しても、中等教育学校の可能性という部分がありますが、中等教育学校にするメリット、デメリットを教えてくださいませんか。

事務局（学務課長） それについてはまだ可能性というところですけども、そこを今後精査していき、どういったところがメリット、デメリットになるか活性化委員会の中で話題になっていくかと思います。

委員 わかりました。一般論的には何かありますでしょうか。

事務局（教育部長） 玉龍高等学校の場合は、高校からの高入生もいるわけですが、実際は中学校から入ってきている子どもたち（中入生）もいて、今話題となっている中等教育学校化につきましては、中学校から高校まで同じ生徒を育てるという視点で教育を行うような学校について検討してみてもどうか、そこにはメリットとして、高校の授業を先取りすることができる一方で、現在は高入生があることから中入生のメリットというのが本当に生かされているのかという疑問等もございます。それらも踏まえて、高入生はやめて、中入生だけの学校にしてはどうかという考えもありますが、一方では、学校そのものの募集規模が減ってしまいますので、中入生からになると3学級規模なのか4学級規模なのか、今は高入生も受け入れていますので1学年280人規模の高校になっていますが、そういったところの課題等も十分検討しながら、中入生だけでとなった時に、それだけの募集が集まらないと定員が割れるような学校になってしまうという課題も出てくる。それらの点についても十分に検討した上で、中等教育学校化を実施していくべきかどうかというところの判断をしていかなければならないと考えております。そのあたりの県外の学校についても岡本委員からも色々アドバイスをいただき、各校においても先進校視察等も行っておりますので、それらの点にも時間をかけながら、現在検討しているところでございます。

委員 玉龍高等学校についても分かりましたし、女子高等学校については令和8年からの学科再編開始とあり、商業高等学校については令和9年から「単位制導入」と書いてあります。ということはもう発議をするなど、具体的な準備をしないと間に合わないと思いますが、この令和9年導入というのをマストにしてバックキャストで進めていくのか、それとも改めて単位制導入について協議をしていくのか、その点についてはどのように考えていますか。

事務局（学務課長） 9年度導入をマストというところまでは、まだ難しいです。そこに向けたハードルも含めて今後確認していく必要がありますので、早ければ9年度に向けてと思っておりますが、まだ少しハードルがあるかと思えます。

委員 わかりました。活性化委員会の委員長さんは9年度に向けてとは言うものの、実務としてはなかなかスケジュール的には大変ということですね。

事務局（学務課長） そうですね。8月くらいには決めないといけなくなりますので。

委員　　これは、活性化委員会としてはそのような答申だけれども、それは速やかに検討せよということだが、マストという取り方ではないということですね。いずれにしてもスケジューリングしていくとそこまで時間がない気がしますので、その辺りのこういった周知等が必要なのかということも含めて検討していただけたらと思います。

教育長　　10月に県が学科再編の情報を出しますよね。ですので、10月頃までにはというのがありますが、教職員の人員や体制のことなどもあると思いますので、そこも詰めていかないといけないと思います。

ほかによろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教育長　　公開案件は、以上となります。それでは、これから非公開案件の議案審査に入りますので、傍聴人の方はご退席ください。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第14号議案 鹿児島市特別支援教育審議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第15号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第13号議案 代決処分の承認を求める件

〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

教育長 次回の日程についてご連絡します。次回の教育委員会定例会は、5月27日（水）16時から、教育総合センター2階女性第一・第二研修室で開催を予定しています。以上です。

7 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終了します。

【以上】